

福島イノベーション・コースト構想パンフレット等制作事業委託募集要領

1 目的

この要領は、公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構（以下「機構」という。）が実施する「福島イノベーション・コースト構想パンフレット等制作事業」において、公募型プロポーザル方式により事業受託候補者を選定する際の手続きについて、必要な事項を定めるもの。

2 委託事業概要

(1) 事業名

福島イノベーション・コースト構想パンフレット等制作事業

(2) 事業委託予定者（随意契約の予定者）の選定方法

公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）

(3) 委託予定期間

委託契約締結の日から令和8年3月31日（月）まで

(4) 委託事業の内容

「福島イノベーション・コースト構想パンフレット等制作事業委託仕様書」のとおり

3 委託契約上限額

7,426,200円（消費税及び地方消費税の額を含む）

この上限額以下の金額で委託事業を受注し、確実に実施可能な提案を行うこと。

見積書作成に当たっての消費税は10%で算定すること。

4 スケジュール

ホームページへの公告	令和7年6月9日（月）
質問書の提出期限	令和7年6月16日（月）17:00
質問書の回答	令和7年6月18日（水）
参加表明書提出期限	令和7年6月20日（金）17:00
企画提案書提出期限	令和7年6月25日（水）17:00
審査日（プレゼンテーション）	令和7年6月30日（月）
審査結果通知日	令和7年7月3日（木）
契約締結日	令和7年7月下旬（予定）

5 参加資格等

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たしているものとする。

(1) 次の各号のいずれにも該当しない者。

ア 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律(平成3年法律第77号)第32条
第1項各号に掲げる者

(2) 次に該当しない者。

機構は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、同様とする。

ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立をし、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

エ 機構が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合においては、当該機構の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認(給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。)の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。

カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。

キ 上記「5 参加資格等」により、本プロポーザルに参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(3) 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、福島県及び国の機関等における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者(同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者(同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。

ア 役員等(提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同

じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

(6) 福島県税を滞納している者でないこと。

(7) 消費税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

6 募集要領及び各種様式等の交付

募集要領及び各種様式等の電子データは、機構のホームページから取得できる。

URL : <https://www.fipo.or.jp>

7 質問等の受付

(1) 受付期間

「4 スケジュール」で定める期間内とする。

(2) 提出方法

質問書(様式第1号)により、機構宛に電子メールまたはファックスで提出の上、必ず電話にて送付した旨を連絡すること。なお、書面以外による質問の受付は行わない。

(3) 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、機構のホームページに「4 スケジュール」で定める期間内に公表する。なお、個別の回答は行わない。

8 参加表明書の提出期限及び提出方法

(1) 提出期限

「4 スケジュール」で定める期間内とする。

(2) 提出方法

事務局まで下記について指定部数を持参又は郵送すること(郵送による場合、提出期間までに必着とする)。

ア 参加表明書(様式第2号)(正本1部)

イ 会社の概要や実施業務分野が記載されたパンフレット等(7部)

ウ 主な受託業務実績一覧表(任意様式)(7部)

エ ウの業務内容がわかる契約書等の写し（参加資格を満たしていることが契約書の内容だけでは確認できない場合は、確認できるだけの書類（仕様書や報告書（該当部分抜粋で可）の写し）（1部）

オ 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書及び役員一覧（様式第3号、様式第4号）正本1部

9 提案書等の提出期限及び提出方法

（1）提出期限

「4 スケジュール」で定める期間内とする。

（2）提出方法

事務局まで下記について指定部数を持参又は郵送すること（郵送による場合、提出期間内必着とする）。

ア 提案書（様式任意）（A4カラー両面印刷 20ページ程度 ※表紙・裏表紙含む）

正本1部 副本6部

イ 参考見積書（様式任意）（事業の各項目に対応した内訳を詳細に記載すること）

正本1部 副本6部

（3）提案の内容

原則として、事業者の特長を活かした自由提案とするが、「福島イノベーション・コースト構想パンフレット等制作委託仕様書」及び下記ア～エの内容を盛り込み、委託契約上限額以内に収まるように積算し提案すること。

ア 福島イノベーション・コースト構想及び本事業に対する考え方

イ 制作物のデザインイメージ

- ・構想パンフレット：表紙・主要プロジェクト・重点6分野（1つを選択）
- ・構想地域企業参画事例パンフレット：表紙、主要プロジェクト、重点6分野（1つを選択）、支援内容、支援企業紹介
- ・構想拠点マップ：マップ・拠点紹介

ウ 作業スケジュール

エ 事業実施体制、進行管理方法

10 提案書の無効

次のいずれかの事項に該当する場合、参加表明書及び提案書（以下「提案書等」という。）は無効としプロポーザルに参加できないものとする。

（1）提出者が上記5に定める参加資格等を満たしていない場合。

（2）同一の者が2つ以上の提案書等を提出した場合。

（3）提案書等の提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合。

なお、提出期間内に提案書等が到着しないことを理由に提案書等を無効とした場合、一般書留又は簡易書留による配達記録を有さない者からの異議は受け付けない。

（4）虚偽の内容が記載されている場合。

- (5) 委託契約上限額の範囲内に収まっていない場合。
- (6) 提案書等の提出から契約までの間に、提案書で提示した事業実施体制に記載した担当者が本事業に携わることが困難になった場合。ただし、病気、事故、退職等、やむを得ない事情がある場合を除く。

11 提案書等の取扱い

提出された提案書等の取扱いは、次の各号による。

- (1) 提出された提案書等は返却しない。
- (2) 提案書等の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提出された提案書等は、審査及び説明を目的として、その写しを作成し使用することができるものとする。
- (4) 提出された提案書等は、提案者の情報保護の観点から、原則として非開示とする。ただし、提出書類に虚偽の記載があった場合等、必要に応じて開示することもある。なお、開示する際は、提案書等の写しを作成し、使用することができるものとする。
- (5) 提出書類を提出した後に辞退する際には、辞退届（任意様式）を提出すること。

12 選定について

(1) 選定方法

事業受託予定者（随意契約の予定者）の選定は、別途設置する「福島イノベーション・コースト構想パンフレット等制作事業委託」プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」）が行うものとする。審査委員会は、提案書等・プレゼンテーション等の内容を総合的に評価し、事業受託予定者（随意契約の予定者）を選定する。

なお、提出状況によって審査スケジュールが変更になる場合がある。

(2) プロポーザル審査

提出のあった提案書等についてプレゼンテーションを受け、最も優れた提案者を選定する。

ア 日時：上記「4 スケジュール」のとおり

場所：福島イノベーション・コースト構想推進機構大会議室（予定）

福島市中町1番19号 中町ビル6階

イ 概要

- ・ 1提案者あたりの出席者は3名以内とする。
- ・ 1提案者あたりの時間は、25分程度とする。
※15分以内のプレゼンテーション、10分程度の質疑応答
- ・ プレゼンテーションに使用する資料は、提案書と同じ内容とし、追加の資料の配布は認めない。
- ・ 審査の結果、上位複数社が同評価であった場合は、参考見積額が低価格で提案した者に決定する。
- ・ 審査結果は、プレゼンテーション審査に参加した全者に対して書面にて通知する。

- ・ 審査結果に対する異議申し立て、質問等は一切受け付けない。

(3) 審査基準

審査基準は次のとおりとする。

審 査 項 目	評 価 の 視 点		配点
事業遂行能力等			30点
事 業 体 制	○業を実施する上で十分な人員体制・実施体制であるか。 ○事業に取り組む姿勢に意欲が見られるか。	10点	
スケジュール	○事業を円滑・効果的に実施できるスケジュールであるか。	10点	
事 業 実 績	○本委託と類似の事業の受注実績があるか。 ○知識、ノウハウ、経験等を十分に活かせることが期待できるか。 ○会社としての信頼性はあるか。	10点	
企画提案内容			90点
事 業 理 解	○本委託の目的や事業内容を理解しているか。 ○福島イノベーション・コースト構想について十分に理解しているか。 ○仕様書の内容を的確に踏まえているか。	10点	
企 画 性	○提案されたパンフレット等のコンセプトやアピールポイントは的確か。 ○事業の目的を達成するために最適な企画となっているか。	15点	
	○提案された企画は魅力的でターゲットを引き付けるものか。	15点	
	○提案された企画は訴求力が高く効率的でターゲットを十分確保するものか。	15点	
計 画 性	○具体的で実現性の高い提案となっているか。	10点	
独 創 性	○仕様書に記載された内容以外に事業の効果を高める独創的な提案が組み込まれているか。 ○事業趣旨に沿った提案であるか。	15点	
事 業 経 費	○事業経費（内容・単価等）は適正であるか。 ○提案内容と積算との整合性はあるか。	10点	
合 計			120点

※ 契約候補者は合計点数の6割以上の獲得を要するものとする。

(4) 評価方法

審査項目ごとに評価点を付す。評価基準は次のとおりとする。

点 数	評 価
5 点	優れている
4 点	やや優れている
3 点	普通
2 点	やや劣る
1 点	劣る

13 事業の契約

審査委員会が選定した最も適した提案者と、機構財務規程に基づき契約交渉を行うが、上記「10 提案書の無効」の無効条項等に該当する場合（提案書等の提出から契約までの間に該当することになった場合を含む。）は、その者とは契約の締結は行わない。なお、この場合は、次点の者を候補者とする。

14 その他

- (1) 企画提案のあった規模を下回ることとはできない。実現可能な提案とすること。
- (2) 提案書等に基づく履行ができなかった場合は、契約金額の減額、損害賠償、契約解除、違約金などの措置を行う場合がある。

15 問い合わせ先

公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構
福島オフィス 交流促進部 交流促進課 担当：久留飛
〒960-8043 福島市中町1番19号 中町ビル6階
TEL：024-581-6893 FAX：024-581-6898
E-mail：koryu-sokushin6893@fipo.or.jp